

令和5年6月9日

国立大学法人一橋大学長
中野 聡 殿

国立大学法人一橋大学

監事 大井 滋

監事 小笠原 薫子

令和4年度監事監査報告書

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の業務に関して監査を実施した。その結果について、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び国立大学法人一橋大学監事監査規則並びに国立大学法人一橋大学監事監査実施基準に従い、学長、理事、内部監査部門（監査室）、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門（監査室）と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、学長選考・監察会議等の重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧又は調査し、部局等において業務及び財産の状況を調査した。

また、内部監査部門（監査室）による内部監査の結果についてもその報告を受けた。

さらに、会計監査人が行う監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを検証するとともに、監査計画の説明、期中における職務の執行状況についての報告、期末における監査結果の説明を会計監査人から受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

業務は、法令等に従って適正に実施されている。また、中期目標の着実な達成に向け、各関係部局が効果的かつ効率的に実施していると認める。

(2) 内部統制システムの整備及び運用状況

特に指摘すべき事項は認められない。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する行為

指摘すべき重大な事実は認められない。

(4) 事業報告書

年度の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認める。

以上